

政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和2年2月29日時点】

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始します。

1 追加給付の対象者

平成16年8月1日以降、平成31年3月17日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給した長崎県内のハローワークで保存している書類をもとに、職業安定部職業安定課において、追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
 - ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、職業安定部職業安定課雇用保険係あてにご返送ください。
 - iii 職業安定部職業安定課雇用保険係にて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。
- ・上記1「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。
 - ・ご自身が対象となるか不明な場合（長崎県内のハローワークでの受給に限ります。）は、職業安定部職業安定課雇用保険係へお問い合わせください

<ご注意下さい！>

- 上記「お知らせ」は、

職業安定部 職業安定課 雇用保険係

から郵便物により送付します。

- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります）。
- 本件に関して、**都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外**から、直接お電話や訪問をすることはできませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ・ 確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数： 226名
 - うち、「お知らせ」により確認できた人数 : 107名
 - うち、支払いが済んだ方の人数 : 75名
- ※ 引き続き、対象となる方の確認を行っております。
確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。
- ※ 「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、「お知らせ」が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 職業安定部 職業安定課 雇用保険係
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階
電話 095-801-0040

厚生労働省のHPのリンク URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html